

第 6 章 災害応急対策計画

第6章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して、住民の安全と被災者の保護を図るための計画である。

第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長・消防団長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村・関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- ア 北海道知事 (基本法第70条)
- イ 北海道警察官等 (基本法第63条第2項)
- ウ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- エ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)
- オ 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
(基本法第62条)
- カ 水防管理者(町長)・消防機関の長(消防団長)等 (水防法第3条及び第17条)
- キ 消防団長又は消防支署長 (消防法第29条等)
- ク 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)

2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は本町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

(3) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ アの応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村等の指揮の下に行動するものとする。

(4) 知事に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する応急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）

イ 町長及び消防支署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）

オ 町長等は、ア～エの応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病又は死亡した場合は別に定める額の補償を行う。

第2節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集方法

(1) 写真撮影による現場の取材。

(2) 報道機関その他関係機関及び広報班による写真の収集。

(3) その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集。

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て、総務対策班長がこれにあたる。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら次の方法により行うものとする。

(ア) 新聞・ラジオ・テレビ等の活用

(イ) 広報紙・チラシの利用

(ウ) 防災行政無線の利用

(エ) 広報車の利用

(オ) 地区情報連絡員

イ 広報の内容は次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び住民に対する情報

(イ) 災害応急対策とその状況

(ウ) 災害復旧対策とその状況

(エ) 被災地を中心とした交通に関する状況

(オ) その他必要と認められる事項

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況・災害情報等は状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

ア 災害の種別・名称及び発生日時

イ 災害発生場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 住民に対する避難指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

キ 本部の設置及び廃止に関すること

(4) 対策本部職員に対する周知

総務対策班長は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

総務対策班長は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第3節 避難救出計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、若しくは身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難所を開設するための計画は次に定めるところによる。

1 避難対策計画

(1) 避難実施責任者

ア 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示するとともに、立ち退き先を指示する。

また、避難所の開設、避難者の収容を行い、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。（避難解除の場合も同様）

水防管理者として町長が立ち退きを指示した場合は、警察署長にその旨を通知するものとする。

イ 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示し、直ちに町長に通知するものとする。

ウ 知事又はその命を受けた職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

(イ) 土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）による避難の指示

土砂災害により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

(ウ) 災害発生により町長が避難のため立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

エ 自衛官（自衛隊法 94 条）

天災事変等の危険な事態がある場合で、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとるものとする。

オ 消防団員（消防法第 28 条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

（2）措置内容

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、状況に応じ、必要と認める地域の居住者に対し、次の指示を行う。（基本法第 60 条）

（ア）避難のための立退きの指示

（イ） 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ） 近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

イ 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

（3）避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 連絡

町、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

イ 助言

町は、避難のための立退き指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報と宇の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

ウ 協力・援助

北海道警察（警察署等）は、町長が行う避難措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

（４） 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難開始の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の項目について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、秩父別町防災行政無線（戸別受信機含む）、北海道防災情報システム、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期避難を促進できるよう配慮する。

（５） 警戒レベル発令における、避難情報の指示・伝達方法

ア 指示事項

（ア） 避難先

（イ） 避難経路

（ウ） 避難指示の理由

（エ） 注意事項

- ①携行品は限られたものだけにする。（食糧・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ）
- ②服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
- ③避難する場合は、戸締りに注意する。
- ④避難する場合は、火気に注意し、火災が発生しないようにする。

イ 伝達方法

(ア) 放送による伝達

NHK、民間放送局には、避難指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示し放送するよう協力を依頼する。

(イ) 電話による伝達

電話により住民組織（町内会）・官公署・会社等に通報する。

(ウ) 防災行政無線による伝達

防災行政無線（戸別受信機）により住民に連絡する。

(エ) ホームページ及びメール等による伝達

町ホームページ及び防災メール、緊急速報メールにより伝達する。

(オ) 広報車による伝達

町・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想される場合は、災害対策本部員、消防団員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

(キ) 避難信号による伝達

「秩父別町水防計画」に定める危険信号によるものとする。

(ク) 北海道防災情報システムによる伝達

- (6) 避難所等避難場所は緊急避難のための指定緊急避難場所と収容避難のための指定避難所、避難行動要支援者のための福祉避難所に区別し、災害の種別・規模・避難人口・その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。この場合、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底する。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することができないときは、最寄の民間施設、公園、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため、使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(7) 避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

各避難所において開設を行う場合、被災者救護措置に配慮をすることとし、次の事項について留意することとする。

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料等の確保
- オ 負債者に対する応急救護

(8) 指定緊急避難場所の開設

町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(9) 指定避難所の開設

- ア 町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

- イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- ウ 町長は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

- エ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- オ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された時は、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

カ 町長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(10) 指定避難所の運営管理

ア 町長は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して、協力を求めるものとする。

また、町長は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとし、避難中の秩序の維持に努めるものとする。

イ 町長は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

ウ 町長は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ 町長は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

オ 町長は、避難所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供給の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や衛星面において優れたコンテナ型のトイレ配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処

理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 町長は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町長は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

キ 町長は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て世帯のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ク 町長は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ケ 町長は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等の宿泊施設への移動を避難者に促すものとする。

コ 避難所（施設）の運営管理者は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期確保に努めることを基本とする。

サ 町長は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

シ 町長は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

ス 町長は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第6章 災害応急対策計画

指定緊急避難場所

令和3年4月現在

名 称	収容可 能人員	避難地区	削除	住 所	面積(m ²)
秩父別町営陸上競技場	5,500	日の出 筑 紫	削除	秩父別町2条1丁目	29,076
協栄公園	1,000	東 栄	削除	秩父別町5条1丁目	1,935
小学校グラウンド [※]	6,100	北 新 中央西	削除	秩父別町2条2丁目	11,123
屯田公園	1,000	南 屯 田	削除	秩父別町2条4丁目	1,800
フロンティアパーク	1,000	北 新	削除	秩父別町3条3丁目	1,935
百年記念西公園	1,600	西 栄	削除	秩父別町3条8丁目	3,029
中学校グラウンド [※]	8,800	中央東 旭 駅 前	削除	秩父別町2条1丁目	15,863

※老人ホーム入所者は、中央西町内に含む。※収容人員は、1人当たり1.8㎡を見込む。

指定避難所

令和3年4月現在

施設名	収容可 能人員 (人)	避難区域	削除	施設の所有 者又は管理 者	住 所	給食能 力
日の出コミュニティ会館	110	日の出	削除	町 長	秩父別町南1条東1丁目	無
東栄コミュニティ会館	60	東 栄	削除	〃	秩父別町5条1丁目	無
南コミュニティ会館	60	南	削除	〃	秩父別町1条5丁目	無
屯田コミュニティ会館	60	屯 田	削除	〃	秩父別町2条4丁目	無
北新コミュニティ会館	80	北 新	削除	〃	秩父別町6条3丁目	無
西栄コミュニティ会館	60	西 栄	削除	〃	秩父別町2条8丁目	無
筑紫コミュニティ会館	30	筑 紫	削除	〃	秩父別町2条1丁目	無
秩父別小学校	810	中央西	削除	学校長	秩父別町2条2丁目	無
秩父別中学校	640	中央東 旭	削除	〃	秩父別町2条2丁目	無
老人福祉センター	190	全町内	削除	町 長	秩父別町2条2丁目	有
交流会館	90	駅 前	削除	〃	秩父別町2条1丁目	無
ファミリースポーツセンター	1440	削除 全町内	削除	教育長	秩父別町2条1丁目	有
生涯学習センター生き活き館	786	全町内	削除	教育長	秩父別町2条2丁目	有
秩父別温泉ゆう&ゆ	292	全町内	削除	町 長	秩父別町2条1丁目	有

第6章 災害応急対策計画

カ 福祉避難所

令和3年4月現在

施設名	収容可能人員 (人)	避難区域	削除	施設の所有者又は管理者	住 所	バリアフリー
老人福祉センター	190	全町内	削除	町 長	秩父別町2条2丁目	対応

キ 洪水ハザードマップの作成

町長は、洪水予報の伝達方法や避難所等洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るため必要な事項を住民に周知する等、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、避難所や避難経路等を表示した図面「洪水ハザードマップ」を作成し、配布するものとする。

(11) 避難方法

ア 避難誘導者

避難誘導者は、町、消防署、消防団員及び警察官等が協力して行うものとする。

イ 避難順位

避難させる場合は、要配慮者及び負傷者を優先させる。

ウ 移送の方法

車輜による集団輸送の必要が認められる場合は、災害対策本部土木対策班が行う。

(12) 避難所連絡員

避難所を開設したときは直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。また、連絡員は本部との情報連絡を行う。

(13) 道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難の勧告、指示及び避難準備情報を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、道（空知総合振興局）に報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由とする。）

イ 避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）に報告する。

（ア）開設場所及び日時

（イ）開設箇所数及び収容人員（避難所名称及び当該収容人員）

（ウ）開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

(14) 避難状況の把握

避難所（施設）の運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため、記帳簿を備え記録する。また、これより速やかに避難状況を把握し、知事（空知総合振興局長）に対し、(13)に掲げる事項について報告する。

第6章 災害応急対策計画

避難所の運営

ア 避難所収容者名簿

避難所収容者名簿

〇〇避難所

月日	住所	氏名	性別	年齢	入退時期	備考

イ 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

管理者印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品目	数量		

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入する。

2 他市町村の住民を収容したときは、住所、氏名等「備考」欄に記入する。

ウ 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

品名		単位			
月日	購入・受入先	受	払	残	備考(単価等)

エ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設時期	人員	延人員	備考
		既存・仮設				

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官・消防機関等の協力を得て救出を行うものとする。

(2) 他機関への救出の要請

町長は、本部のみでの救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、隣接市町等の応援でも救出が困難な場合は、「本章第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局）に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

(3) 救出を必要とする者

災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき。

ア 火災の際、火中に取り残された場合。

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合。

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合。

エ 山崩れ・地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合。

オ その他町長が必要と認めた場合。

(4) 救出に必要な機械器具

救出に必要な機械器具については、災害の種類に応じ、町の土木機械、消防機械及び消防等の特殊自動車などを出動させるものとする。

第4節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続き等については、この計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

(2) 供給対象者

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがあり、被災者、救助作業員、災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を必要とする場合に給食を行う。

(3) 供給の方法及び手続き

ア 知事への要請

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合で、炊き出しなどの給食に必要な応急米穀等を現地で確保できないときは、その確保について、空知総合振興局を通じ知事に要請するものとする。

イ 食糧の受領

町長は、知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合を除く。）に基づいて、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

2 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町長が行い、その事務は、民生対策班が担当する。

(2) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事ができない者

ウ 災害応急対策に従事している者

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは日赤奉仕団、各種女性団体等の協力を得て北空知給食センター、その他炊き出し可能な施設の協力を求める。

(4) 業者からの購入

町において、直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯の提供者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し提供する。

(5) 炊き出し等の費用及び期間

ア 炊き出し等の実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費とし、予算の範囲内とする。

イ 炊き出しのための費用及び機関については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

(6) 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。但し、調達が困難な場合、その調達について、空知総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 要配慮者対策

要配慮者に対する食糧品は、最寄りの食糧品店等から調達する。

4 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第5節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、町長が知事の委任により実施するものとする。

(2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は町長（住民課）が行うものとし、物資の調達が困難なときは知事に斡旋及び調達を要請する。

2 給与及び貸与の対象者

災害により、住宅が全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、歯ブラシ、ちり紙等）
- ク 光熱材料（マッチ、ろうそく、木炭、石油等）

4 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は、知事に依頼し調達するものとする。

5 要配慮者に対する配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

6 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長の協力を得て迅速、的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与の方法

- ア 町長は被災者の世帯状況に基づき、救助物資購入（配分）計画を立てるものとする。
- イ 町長は調達物資を別表物資受払簿により整理のうえ、物資給（貸）与簿により被災者に給（貸）与するものとする。なお、救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。
- ウ 給（貸）与の物資は、生活に必要な最小限のものとする。

別表

物資受払簿

品名				救助法物資 有・無				
受入				払出				
月日	受入先	数量	担当者	月日	払出先	給与・貸与	数量	担当者
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		

7 給（貸）与の費用の限度

費用の限度は、救助法の基準による。

第6節 住宅対策計画

災害のため住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（建設課）が実施する。なお、救助法が適用された場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

町長は必要により災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 対象者

次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 住家が全焼・全壊・又は流失した者。

(イ) 居住する住家がない者。

(ウ) 自己の資力で住家を確保できない者で、次に該当する者であること。

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者、母子世帯、寡婦、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設戸数（借上げを含む。）

町長の要請に基づき、知事が決定する。

オ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 m²を基準とする。構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(ウ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 維持管理

知事が設置した場合は、町長が委任を受けて維持管理する。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

住家が半焼又は半壊し、当面の日常生活を営むことができない者であり、自己の資力では応急処理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことができない部分で必要最小限とする。費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

4 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得被災世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

ア 地震・暴風雨・洪水その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し管理するものとする。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

(ア) 当該災害発生の日から3ヵ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

(イ) 当該災害発生後3ヵ年間は月収268,000円以下であること。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明かな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 建設年度・国庫補助

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

国庫補助は建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5。

5 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

町長は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第7節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は道と支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第8節 応急土木対策計画

災害における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ア 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- イ 山崩れ
- ウ 地すべり
- エ 土石流

オ 崖崩れ

カ 地震

(2)被害種別

ア 路面及び路床の流失埋没

イ 橋梁の流失

ウ 河川の決壊及び埋没

エ 堤防の決壊

オ ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

カ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1)実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2)応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるように協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

- ア 情報連絡網の構築・共有
- イ 協力実施体制の構築・共有
- ウ 資機材保有状況の報告
- エ 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- オ 災害応急対策に係る業務対応
- カ その他必要と認める業務対応

第9節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最少限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給は、町長が行い、部員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 個人備蓄の推進

町長は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

3 給水方法

給水班は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）及び関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。

- (1) 水道施設に被害は認められないが、水源地等の何らかの原因で断水した場合
消防タンク車・水槽車によって給水する。
- (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車・水槽車により搬送給水する。

(3) 水源池を含む水道施設全部が被災した場合

近隣水道企業団に要請して飲料水の供給輸送を受ける。輸送給水は、消防タンク車及び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧は、共同栓・消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

5 給水応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は近隣市町村へ飲料水の供給の実施又は、これに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

6 給水資器材保有状況（町・消防）

資器材名	数量	保有先	タンク能力
消防タンク車	1 台	秩父別消防支署	6.5 t
水槽車	1 台	秩父別消防団	10.0 t
給水容器	60 ヶ	秩父別町	1.2 t

第10節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の対策を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第11節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

なお、医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

(1) トリアージ

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定。

- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム(DMAT)のみ）

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療・助産師等の派遣要請・救護所の開設・患者の救急輸送・通信連絡の確保・医療資器材の確保・手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

3 医療救護所の設置

医療救護所は秩父別診療所内に設置することを原則とするが、必要により現地の公共施設（学校・コミュニティ会館等）を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設（秩父別町災害対策本部現地医療救護所）

施設名	所在地	電話番号	収容人員
秩父別診療所	秩父別町2条2丁目	33-3110	10人

4 深川医師会に対する出動要請

- (1) 町長は災害の規模等により応急医療の必要があるときは、深川医師会に対し出動要請を行う。
- (2) 要請する場合には次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時・場所・原因及び状況。
 - イ 出動の時期及び場所。
 - ウ 出動を要する人員及び資器材。
 - エ その他必要な事項。

5 救護班の編成

- (1) 医療・助産は、救護班を編成し実施するものとする。
- (2) 救護班は町立診療所の医師及び看護師をもって編成する。
- (3) 救護班の編成基準は医師1名を班長とし、保健師2名、看護師1名、事務職員1名の計5名とする。

- (4) 被災中、救護医療を必要とする者は班長が認定する。
- (5) 町長は、救護班の編成が困難な場合又はその診療能力を超える場合等においては、救護班の派遣を知事に要請する。

6 巡回診療班

救護班長が必要と認めた場合は、巡回診療班を編成する。

7 医療品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、民生対策班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、知事に対し斡旋を要請するものとする

- (1) 医薬品調達先

調達先	所在地	電話番号
ライク調剤薬局	秩父別町 2 条 1 丁目	0164-33-5233
大和産業(株)旭川営業所	旭川市東光 18 条 5 丁目 1 番 20 号	0166-34-5822

8 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置ののち最寄の病院に移送するものとする。

9 急患対策

風雪・なだれ等により交通が途絶した場合、風水害下において急患者が発生した場合等の応急対策は次によるものとする。

- (1) 医療班の編成

町長は必要により町立診療所において医療班を編成し現地に派遣する。

- (2) 急患者の緊急輸送

現地において患者の措置をすることが困難な事態が生じた場合で、救急車その他の車輛により陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車の派遣または消防防災ヘリコプターの出動を要請し患者の搬送に万全を期す。

10 関係機関の応援

町長は災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院・道立病院）
- (2) 患者の輸送（自衛隊）

11 医療機関の状況

病院名	診療科目	所在地	電話番号
秩父別診療所	内科・整形外科	秩父別町 2 条 2 丁目	33-3110
秩父別歯科診療所	歯科	秩父別町 2 条 2 丁目	33-2420

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号以下「感染症法」という。）に基づき、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
(担当：民生対策班)
- (2) 災害による被害が甚大で町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は被災地における防疫活動を的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。
 - ア 消毒の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
 - ウ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
 - エ 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
 - オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）
- (2) 検病調査及び保健指導等
 - ア 検査調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
 - イ 関係機関の協力を得て、防疫情報の早期把握に努める。
 - ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- (3) 予防接種
感染症予防上必要があるときは、道及び空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、浸水地域に対しては、被災直後、各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに感染度の強い野菜等の投棄について、衛生上の指導を行うものとする。

(5) 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日付け健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・減菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他の不潔場所の消毒を被災後、直ちに実施する。

イ 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上、次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は水1㎡当たり20ccの次塩素酸ソーダ溶液（10％）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染された恐れが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させないものとする。

エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布して、床・壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。

オ 家屋内の汚染個所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、次亜塩素酸ソーダ水溶液等で行う。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の命令があったときは、その期間中、継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20ℓを目安とする。

4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等、必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

5 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健福祉事務所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できる限り専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第13節 廃棄物処理等計画

災害における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て町長が実施するものとする。

(担当：民生対策班)

イ 町長は災害による被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室長（保健所長）の指導を受け町長が実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) 清掃作業班の編成等

ア 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し処理に当たるものとする。

イ 作業に当たっては速やかに被災地の現状把握を行うとともに収集計画を立て、出動体制を整えるものとする。

(2) ごみ処理区分

被災地内のごみの収集に当たっては住民に協力を要請し、食物の残廃物及び伝染病の源となるものから収集するものとする。

また、必要に応じ一般車輛の出動を要請し、収集に万全を期すものとする。なお処理処分は北空知衛生施設組合及び北空知衛生センター組合を使用する。

(3) し尿の収集処理

し尿収集については農村地区のみとし、被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により仮設便所を設置するものとする。なお、処理処分は北空知衛生センター組合を使用する。

3 仮設共同便所の設置

便所が倒壊・溢水等の被害を受けた場合、また下水道施設が被害を受け使用できないときは、野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所がなお不足する場合は、土木対策班の協力を受け必要個所に最小限度の仮設便所を設ける。

第14節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- (3) 町は飼い主が安心して家庭動物等と一緒に避難することができるよう、平時から家庭動物等の避難方法や避難所の運営等について周知を図るものとする。

なお、避難所における家庭動物等の取り扱いについては、町避難所運営マニュアルの定めるところによる。
- (4) 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第15節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容処理・埋葬の実施については本計画による。

1 実施責任者

- (1) 町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする）が、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。
- (2) 警察官

2 行方不明者の搜索

(1) 実施の方法

行方不明者の搜索は町長が警察官に協力を要請し、消防機関及び被災の状況によっては地域住民の応援を得て捜査班を編成し、必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。

(2) 搜索要請

町において被災し、行方不明が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・着衣・特徴等。

3 変死体の届出

変死体については直ちに警察官に届出、その検視後に処理するものとする。

4 死体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族・親族に連絡のうえ引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

(2) 収容処理方法

ア 死体の識別のため、死体の洗浄・縫合・消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、死体を特定の場所（町内の寺院、公共建物または公園等死体の収容に適当な場所）に安置し火葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案

死体については、死因その他の医学的検査を行う。

エ 検視

5 死体の埋葬

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない死体で、町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては次の点に留意する。

ア 事故死の死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。

ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡者扱いとする。

6 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力（1日）	電話番号
北空知葬祭場	深川市一已町字一已 2502 番地	9 体	22-3814

8 墓地の所在地

墓地名	所在地	面積	備考
秩父別墓地	秩父別町 1849 番地	44,992 m ²	

第16節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障ないよう処置する場合は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は町長が行う。（担当：土木対策班）

ただし、救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うものとする。

- (2) 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼしている又は及ぼすおそれのある場合は、道路法・河川法・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2 障害物除去対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 住民の生命・財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- イ 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- ウ 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くするとともに、溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。
- エ その他公共的立場から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力・応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は原形回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第17節 輸送計画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援・救出のための資材器具・物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うために必要な措置事項については本計画の定めるところによる。

なお、町長は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町長は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第50条第2項）災害時輸送の総括は、土木対策班が行うものとする。

2 輸送の方法

（1） 車輜等による輸送

災害時輸送は一時的には自機関の所有する車輜・舟艇等を使用し、被災地までの距離・被害の状況等により自機関の所有する台数では不足する場合は他の機関に応援を要請し、又は民間の車輜の借上げを行うなど災害時輸送の万全の体制をとること。

（2） 人力輸送

災害の状況により車輜による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

（3） 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じ自衛隊に対し航空輸送の要請を行うものとする。

ヘリコプター発着可能場所

地区	場所	所在	面積
秩父別町全域	秩父別陸上競技場	秩父別町2条1丁目	29,076 m ²
	秩父別小学校グラウンド	秩父別町2条2丁目	9,956 m ²
	秩父別中学校グラウンド	秩父別町2条2丁目	16,692 m ²
	秩父別町除雪ステーション	秩父別町2条2丁目	7,038 m ²

（4） 舟艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

3 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、町内の小売業者又は卸業者から調達するものとする。

第18節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については町長が行う。（担当：農林対策班）

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し農林対策班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

(3) 奉仕団等の要請先及び活動

ア 奉仕団等の要請先

「第2章第3節 住民組織の協力」による。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適時協力を求める。

- ① 避難所に収容された被災者の世話
- ② 被災者への炊き出し
- ③ 救援物資の整理・配送及び支給
- ④ 被災者への飲料水の供給
- ⑤ 被災者への医療・助産の協力
- ⑥ 避難所の清掃
- ⑦ 町の依頼による被害者状況調査
- ⑧ その他災害応急措置の応援。

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

(1) 労務者の雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療・助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬・器材操作・浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の搜索及び処理のための労務者

(2) 滝川公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして深川出張所長に求人の申込をするものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

第19節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒等の安全確保や被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。
(担当：文教対策班)
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車・防災無線・その他確実な方法で各児童・生徒に周知する。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室・屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部または大部分が使用不能の場合

最寄の学校または公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっせんを要請する。

(3) 応急教育の予定場所

予定施設	所在地	収容能力	電話番号
ファミリースポーツセンター	秩父別町 2 条 1 丁目	2,300 人	33-2555
老人福祉センター	秩父別町 2 条 2 丁目	1,100 人	33-2111
交流会館	秩父別町 2 条 1 丁目	470 人	

(4) 教職員の確保

教育委員会は教職員の災害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 給与対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して給与する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別・学年別・使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。

また他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

なお、救助法を適用した場合の学用品の給与は、町長が知事の委任により実施する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 学校給食対策

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り応急措置を行い、給食の継続を図るものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒について、健康診断等を保健所に依頼して実施する。

6 文化財保全対策

文化財保護法・北海道文化財保護条例及び秩父別町文化財保護条例等による文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群）は次のとおりであるが、その所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全・保護にあたり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。

(1) 町指定文化財

ア 屯田の鐘

イ 乃木希典の書

ウ 筑紫神楽獅子

第20節 災害警備計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地域における社会秩序の維持に関し定めることを目的とする。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

災害警備については、次の定めるところによるもののほか、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(1) 災害の予警報の伝達に関する事項

災害に関する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達については、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等について、所轄警察署、駐在所を通じて町長に伝達する。

イ 所轄警察署は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期するものとする。

ウ 警察官は、災害が発生するような異常現象を発見した旨の通報を受けたときは、「第3章第4節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。



3 事前措置に関する事項

(1) 町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

ア 出動を要する理由

イ 出動を要請する職員の職種別及び人員数

ウ 出動を必要とする期間

エ その他出動についての必要事項

(2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は町長からの要求により基本法第63条に基づき警戒区域の設定を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を行う場合は、「本章第3節 避難救出計画」に定める避難所をさすものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借り上げ、給食などは町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は直ちにその旨を町長に報告するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は町長と協力し被災者の救出及び負傷者等の応急的救護並びに死体の見分を行うとともに、状況に応じて町長の行う行方不明者の搜索等災害活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及び避難措置・犯罪の予防・交通規制その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、町長及び関係機関と調整して通信系統の確保に努める。

10 交通規制に関する事項

- (1) 警察署長はその管轄区域の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、またその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者・車輛等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- (2) 警察官は災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

第21節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 町（消防機関）

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車輛その他の物件が緊急通行車輛の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車輛その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車輛その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

消防吏員は上記による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車輛その他の物件を破損することができる。

第22節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水・通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請の要求方法

町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって知事（空知総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請の要求をする事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当班及び要請の要求先

- ・災害派遣要請の要求担当―総務対策班
- ・派遣要請先（連絡班）

ア 空知総合振興局長（地域政策課主査（防災）） 0126-20-0033

イ 陸上自衛隊第2師団長（第2特科連隊） 0166-51-6111

3 自衛隊の連携強化

町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車輛・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容・所要人員・器材等の確保・その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備をする。

(2) 派遣部隊の到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（空知総合振興局長）への報告

総務対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 経費

ア 次の費用は町において負担する。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ 汲取料

イ その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって知事（空知総合振興局長）に要請を要求するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは電話で依頼し、その後文書を提出するものとする。

様式1

秩 総 防 号
令 和 年 月 日

知事（空知総合振興局長） 様

秩父別町長

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣の要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請の要求をする事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式2

秩 総 防 号
令 和 年 月 日

知事（空知総合振興局長） 様

秩父別町長

自衛隊の撤収について

令和 年 月 日付け秩総庶号で要請の要求をした派遣について、次のとおり撤収の要請を要求します。

記

- 1 派遣場所
- 2 撤収日時 令和 年 月 日 時 分
- 3 撤収理由

第23節 ボランティアとの連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関係することについては、本計画の定めるところによる。

また、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に係わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、福祉団体などの関係団体と協議し、又は連携を図って相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名・住所及び活動内容等を記録にとっておかなければならない。

また、この場合の災害対策本部のボランティア受付担当は、総務対策班が行うものとする。ただし災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請しその市町村において受付窓口を設けるものとする。

3 ボランティア活動等の把握

町はボランティアがどこで、どのような活動をしているか、又どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

5 ボランティア活動への支援

町及び関係団体は、ボランティアの受入に当たっては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第24節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により、町長又は町の委員会若しくは委員は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。本節において「特定公共機関」という。）に当該機関の職員の派遣を要請し、又は、道知事に対し指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

1 要請権者

要請権者は、町長又は町の委員会若しくは委員とする。なお、町の委員会又は委員は、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣を要請しようとするとき、又は、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣あつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお職員の派遣のあつせんは、知事に対し行うもので

あるが、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は原則として、職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第25節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本計画

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速、的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的、機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、町長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合は、知事（防災消防課防災航空室）に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合。

イ 町の消防力等によっては災害防止が著しく困難な場合。

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合。

(2) 要請方法

町から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

ア 災害の種類。

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況。

ウ 災害現場の気象状況。

エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法。

オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制。

カ 応援に要する資機材の品目及び数量。

キ その他必要な事項。

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

（電話 011-782-3233、ファックス 011-782-3234）

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動等。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送等。

(2) 救助活動

傷病者、医師等の搬送等。

(3) 救助活動

被災者の救助、救出等。

(4) 火災防御活動

ア 空中消火等。

イ 消防隊員、資機材等の搬送等。

5 消防防災ヘリコプター発着可能場所

消防防災ヘリコプター緊急運航に係る発着場所については、「本章第18節 輸送計画」に定めるとおりとする。

第 6 章 災害応急対策計画

別記様式 2

秩 総 防 号
令和 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

統括管理者

北海道総務部危機管理監 様

秩父別町長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時					
災害発生場所					
派遣区域					
離着陸場					
使用した資機材					
傷病者の搬送先					
消防防災 ヘリコプターに 係る活動内容	【地元の活動（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】				
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】				
災害発生状況・ 措置状況					
その他参考とな る事項					
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	備考

第26節 広域応援計画

町及び消防機関は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

- (1) 町は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 町は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上、必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (3) 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (4) 消防機関は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上、必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関との応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (5) 消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第27節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は次のとおりとする。

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、秩父別町災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、町長が委託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分する。

第28節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該被害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準	町単独の場合	相当広範囲の場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失 世帯数30	住家滅失 世帯数15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態であると認められたとき。
適 要	1 住家被害の判定基準 - 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 - 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 - 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の推積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認めらる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第29節 被災者生活再建支援制度の概要（参考）

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村。
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村。
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県。

- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯。
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。
- (3) 災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）。

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(1)に該当)	解体 (2(2)に該当)	長期避難 (2(3)に該当)	大規模半壊 (2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) (1)基礎支援金： 罹災証明書、住民票、 等
(2)加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃貸等） 等

(申請期間) (1)基礎支援金： 災害発生日から13月以内
(2)加算支援金： 災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

6 罹災証明書の交付

（1） 罹災証明書の発行体制等の整備

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を発行しなければならない。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（2） 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行事務は、総務対策班が担当する。

ア 発行の手続き

総務対策班は「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、別記様式により発行する。なお、被災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号で規定する災害で、次の項目について証明するものとする。

住家	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④準半壊 ⑤準半壊に至らない (一部損壊)
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷
その他	家財、車両等について

ウ 被害を受けた住家の調査方法及び判定

被害を受けた住家の調査方法については固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定する。

エ 災害の被害認定基準

災害の被害認定基準等については下記のとおりとする。

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 ※1	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

第6章 災害応急対策計画

別記様式 1

別記第1号様式（第5条関係）

罹災証明書交付申請書

年 月 日

秩父別町長 様

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

記

申請者	住所（所在地）	
	ふりがな 氏名	
	連絡先	
	罹災者との関係	☐ 本人（世帯主） ☐ 法人等の代表者 ☐ 同居の親族 ☐ 代理人 ※代理人による申請の場合は委任状を添付してください。

罹災者	世帯主の住所 （法人等の所在地）	
	ふりがな 世帯主の氏名 （法人等の名称）	
罹災物件の所在地		
罹災者と罹災物件の関係		☐ 所有者 ☐ 所有者以外の居住者※賃借人など ☐ その他（ ）
住家・非住家の別		☐ 住家 ☐ 非住家（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他（ ））
罹災年月日		年 月 日 午前・午後 時頃
災害の種類		☐ 地震 ☐ 水害 ☐ 風害 ☐ その他（ ）
添付書類		☐ 罹災状況が確認できる写真 ☐ 罹災箇所がわかる図面 ☐ その他（ ）
使用目的		